

新型コロナウイルス感染症の対応について

2月から新型コロナウイルス感染症は「指定感染症」に指定されました。それにより、学校保健安全法に定める「第一種感染症」として、当該感染症にかかっている又はかかっている疑いがある場合は、治癒するまで出席停止の扱いとなります。

ご家庭におかれましても一般的な感染対策として、咳エチケット(マスクの着用)や手洗いの励行、また十分な栄養と休養、人ごみを避けるなど予防に努めてくださるようお願いいたします。

また体調不良や発熱がある場合は無理をせず登校を控えてください。

状況は日々変化しておりますので信頼のできる情報源から最新の情報を入手し、新型コロナウイルスについて正しく理解するとともに、万一発生が疑われる場合には適切な対応をお願いいたします。